

# 荏子田小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定（平成31年2月18日改定）

## 1. いじめ防止に向けた学校の考え方

### ① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ② いじめの防止等の対策に関する基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび、子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

## 2. 「荏子田小学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ① 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、担任、当該学年の学年主任、児童支援専任教諭、児童指導委员会主任、養護教諭等の複数の教職員によって構成する。

必要に応じて、上記以外の関係職員、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### ② 委員会の運営

- ・「荏子田小学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「荏子田小学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・委員長は校長が務め、委員会を招集する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### ③ 委員会の活動内容

「荏子田小学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。

#### ●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・「荏子田小学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知

### ●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

### ●取組の検証

- ・「荳子田小学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・「荳子田小学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・「荳子田小学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と「荳子田小学校いじめ防止基本方針」の見直し

## 3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ① いじめの未然防止

いじめは、いつでも、どこでも、どの子にでも起こり得るもので、最も身近な人権侵害である、という認識を全教職員が持ち、未然防止に取り組む。

- ・学校のきまりに基づいた児童指導を行い、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行う。
- ・国語科の授業、特別活動やフレンドチーム、あらゆる教育活動を通じて、コミュニケーション能力を育成する。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」(YP)を活用し、児童自らがよりよい人間関係づくり、自分づくり、仲間づくり、集団づくりに主体的に取り組むことができる社会的スキルを育てる。
- ・道徳教育、人権教育、学校教育活動全体を通して、人権意識を高め、善悪を判断し行動する心情や相手を思いやる心情を育てる。
- ・計画委員会がいじめの未然防止のためのスローガンを提案し、エコダキッズ会議で取組を決め、年間を通して取り組む。
- ・人権月間では、一人ひとりが人権標語を作り、人権意識を高める。また、廊下に掲示した人権標語を見て、日頃から人権について意識できるようにする。
- ・サイバー教室を開き、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。
- ・保護者に対して懇談会等で情報モラルについて啓発をし、家庭で話し合う大切さを伝える。
- ・礼儀や規律を大切にすることや、物事の善悪の判断について家庭で話し合う。

### ② いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、見逃さず、いじめを積極的に認知する必要がある。

- ・児童理解研修や職員会議、学年研で児童理解についての情報共有をする。
- ・いじめに関するアンケートを実施する。

- ・アンケート実施後に必要に応じて教育相談を実施する。
- ・家庭訪問や個人面談で教育相談を実施する。
- ・保護者には、授業参観や学級懇談会などに参加し、子どもの成長や友だち関係を見守ってもらう。
- ・学校生活や放課後の遊びなどについて、子どもと話す時間を持つようにする。

### ③ いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「荳子田小学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、学校の組織的な対応を行う。

- ・「荳子田小学校いじめ防止対策委員会」で情報共有をし、対応方針を決定する。記録を残す。必要に応じて、青葉警察署、児童相談所、学校カウンセラーなどと連携する。
- ・家庭と学校で連携し、いじめを受けた児童、いじめに関わった児童、周囲の児童から話を聞き取る。
- ・いじめを受けた児童の安全確保、心のケア、保護者への連絡と支援をする。
- ・いじめに関わった児童への指導・支援、保護者へ連絡をする。
- ・周囲の児童への指導をする。
- ・再発防止に向けた取り組みを行う。

### ④ いじめの解消

「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、「荳子田小学校いじめ防止対策委員会」において、以下の2つの要件が満たされているかを確認し、いじめが解消しているかを判断する。

- いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - ・この要件を満たすまで、被害児童への継続的な見守りと、聞き取りによる状況把握をする。
  - ・解消されていない場合には、加害児童への指導・支援を引き続き行う。

### ⑤ 教職員等への研修

- ・人権教育に関する研修を行い、教職員の人権に対する意識を高めて、人権感覚を磨いていく。
- ・児童理解研修、いじめ防止研修（いじめの定義の理解、法の確実な運用を行うための研修を含む）を行い、児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間人関係をとらえる。

### ⑥ 学校運営協議会等の活用

「まちとともに歩む学校づくり懇話会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む

### ⑦ 取組の年間計画

		取組内容	
前期	4月	「荳子田小学校いじめ防止基本方針」の確認 学級開き・学級の約束作り	懇談会で基本方針配布・説明 家庭訪問
	5月	児童生徒理解研修 フレンドチーム発足	学校説明会で基本方針説明
	6月	学校生活についてのアンケート YP 実施①	まちとともに歩む学校づくり懇話会 中学校区学校・家庭・地域連携事業
	7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い） 教職員研修（いじめ防止研修・人権研修）	

	8月	横浜子ども会議（区での話し合い） 学級の約束確認	
	9月		個人面談
後期	10月	学校生活についてのアンケート YP 実施②	
	11月	人権月間（学級指導・標語作り） 学校生活に関するアンケート実施	まちとともに歩む学校づくり懇話会
	12月	いじめ解決一斉キャンペーン 教職員研修（いじめ防止研修）	
	1月		
	2月		
	3月	児童理解研修（年間の振り返り、新年度への引き継ぎ）	まちとともに歩む学校づくり懇話会
年間		荏子田小学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

#### 4. 重大事態への対処

##### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

##### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

##### 【調査・報告】

「荏子田小学校いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。

##### 【児童・保護者への報告】

いじめを受けた児童・保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

#### 5. いじめ防止対策の点検・見直し

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、「横浜市いじめ防止基本方針」を基にして見直しを検討し、措置を講じる。
- ・必要があると認められる際には、「荏子田小学校いじめ防止基本方針」を改定し、改めて公表する。